

ワンストップ特例制度について

■ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者や年金所得者がふるさと納税する場合、寄附する自治体が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税をした自治体に「申告特例申請書」を提出することにより確定申告等が不要で税の控除を受けられます。

小諸市へ申告特例申請書を提出された場合、当該寄附年内に支出した本市への寄附合計額をお住まいの市区町村長へ通知します。

なお、申告特例を適用すると本来寄附した年の所得税から控除される分についても、寄附翌年の住民税から控除されることとなります。

■ワンストップ特例の対象者

次の条件を満たす方に限られます。

1. 所得税について確定申告書を提出する義務がない、または確定申告を要しない旨の所得税法の規定が適用されること
2. 個人住民税に係る申告書の提出を要しないこと
3. 申告特例の適用を受けるための申請を行う自治体の数が5以下であることが見込まれる方

なお、次のいずれかに該当する場合には、申告特例の申請はなかったものとみなされます。

- ・確定申告を要しない旨の所得税法の適用を受けないこととなったとき
- ・当該寄附年度分の個人住民税に係る申告書を提出したとき
- ・申告特例申請を行った自治体の数が5を超えたとき

■申請方法

2016年のマイナンバー法の施行により、各種書類の提出が義務付けられました。

申告特例申請書および必要書類を提出することが必要になります。

<Step1> (申告特例申請書の記入)

記入例を参考に同封された申告特例申請書を記入してください。

<Step2> (必要書類の用意)

下記のとおり、個人番号及び本人の確認が出来る書類を同封してください。

	[個人番号カード] を持っている人	[通知カード] を持っている人	[個人番号カード]・[通知カード] のどちらも無い人
個人番号 確認 の書類	個人番号カードの [裏面]のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの [表面]のコピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日 または住所が確認できるように コピーする。	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日 または住所が確認できるように コピーする。

<Step3> (寄附した自治体へ郵送する)

申告特例申請書と必要書類を以下の送付先へ郵送してください。

(送付先)

〒384-8501 長野県小諸市相生町三丁目3番3号
小諸市役所 企画課 企画広報係

■ワンストップ特例申請書類の提出期限

寄附をした翌年の1月10日必着（毎年1月1日から同年12月31日までの寄附分）

■注意事項

- ・申請書を提出した後に住所等が変更になった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要となります。申告特例申告書を提出した自治体にお問い合わせください。
- ・ワンストップ特例申請をされた方が、確定申告または住民税申告をした場合は、ワンストップ特例申請がなかったものとして取り扱われます。